

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－２ 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点^①を考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>①当該業務が法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。</p> <p>②当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。</p> <p>③当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</p> <p>④銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。</p> <p><u>（注）</u> リストラにより、営業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、</p>	<p>Ⅲ－２ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－２ 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点^①を<u>総合的に</u>考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>①当該業務が法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。</p> <p>②当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。</p> <p>③当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</p> <p>④銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。</p> <p><u>（注1）</u> 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、営業用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

現 行	改 正 案
<p><u>イ 市場状況等からみて短期の売却等処分が困難で、将来の売却等を想定した一時的な運用であることが明らかであること、</u></p> <p><u>ロ 同不動産に対する投資等が修繕に止まること、</u></p> <p><u>ハ 行内的に業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと、</u></p> <p><u>ニ 全国的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと、</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>などの要件が満たされることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>イ 行内的に業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと。</u></p> <p><u>ロ 全行的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと。</u></p> <p><u>ハ 当該不動産に対する経費支出が修繕程度に止まること。ただし、公的な再開発事業に伴う建替え等の場合においては、必要最低限の経費支出に止まっていること。</u></p> <p><u>ニ 賃貸等の規模(賃料収入、経費支出及び賃貸面積等)が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(注2) リストラにより、営業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記(注1)を準用すること(ただし、ハのただし書き及びニを除く)。</u></p>